

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した地方税法（以下「法」という。）145条1項及び東京都都税条例（以下「条例」という。）65条の規定に基づく自動車税賦課処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都都税総合事務センター所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、平成30年5月1日付けでした自家用自動車（以下「本件自動車」という。）に係る平成30年度自動車税賦課処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね以下のとおりであり、このことを理由として本件処分の取消しを求めるものである。

下肢に障害のある請求人にとって、自動車は、エンジン付きの車いすのようなもので、福祉介助用具である。にもかかわらず、請求人に対し、自動車の所有を理由に課税をすることは、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法（以下「障害者差別解消法」という。）7条2項の規定に違反している。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法４５条２項の規定により棄却すべきである。

## 第５ 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成３０年１０月１９日	諮問
平成３０年１１月２２日	審議（第２７回第１部会）
平成３０年１２月２１日	審議（第２８回第１部会）

## 第６ 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### １ 法令等の定め

#### (1) 自動車税の課税

自動車税は、自動車に対し、主たる定置場所在の道府県において、賦課期日（４月１日）現在の所有者に課する（法１４５条１項及び１４８条並びに条例６５条及び６８条）。

自動車税の標準税率は、総排気量が１．０リットルを超え１．５リットル以下の自家用の乗用車について、年額３４，５００円とする（法１４７条１項１号ロ(2)及び条例６７条１項１号ロ(2)）。

#### (2) 身体障害者に対する自動車税の減免（参考）

下肢又は体幹に障害を有し歩行が著しく困難な者その他の規則で定める障害を有する者（以下「下肢等障害者」という。）が所有する自動車は下肢等障害者のために所有する自動車で、下肢等障害者が自ら運転するものであって、知事において必要があると認める場合、その者の申請によって自動車税を減免する（条例８３条１項）。

もっとも、条例８３条１項の規定による自動車税の減免の適用

については、下肢等障害者 1 人につき 1 台の自家用の自動車に限る（条例施行規則 28 条の 11 第 2 項本文）。

## 2 本件処分の検討

平成 30 年 4 月 1 日（賦課期日）時点で、本件自動車については、請求人の所有に属すること、主たる定置場は〇〇であること、エンジンの総排気量は 1.49 リットルであること、請求人の乗用車として使用されていることが認められる。

したがって、処分庁が、法 145 条 1 項及び条例 65 条に基づき、請求人に対し、課税額を 34,500 円として、本件自動車に係る自動車税を賦課したこと（本件処分）は、上記 1 の法令の定めに基づいて適正になされたものであり、税額の算定においても違算等は認められないことから、本件処分に違法又は不当な点はないといえる。

## 3 請求人の主張

請求人は、上記（第 3）のとおり、本件処分を行うことが、障害者差別解消法に違反する旨を主張し、本件処分の取消しを求めている。この点につき、行政機関である処分庁は、現行の法令を所与のものとした上で、これに基づいて処分を行い、また、同じく行政機関である審査庁も、現行の法令を所与のものとした上で、審査請求に対する判断を行うことをその職分とするものである。したがって、法令の規定ないし法令に基づく制度そのものに対する不服については、当審査会の審議の対象事項ではない。

## 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

高橋滋、千代田有子、川合敏樹